

国立大学法人東京農工大学遺伝子組換え生物安全管理規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学遺伝子組換え生物安全管理規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学遺伝子組換え生物安全管理規程 平成16年4月1日 16教規程第67号</p> <p>第1条～第16条 省略</p> <p>(事務) 第17条 遺伝子組換え生物の安全管理に関する事務は、<u>環境安全・衛生管理</u> <u>チーム</u>において処理する。</p> <p>第18条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第16条 省略(現行どおり)</p> <p>(事務) 第17条 遺伝子組換え生物の安全管理に関する事務は、<u>環境安全管理センター</u> <u>運営規則第13条に規定するチーム等</u>において処理する。</p> <p>第18条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則(20教規程第71号)

この規程は、平成20年12月1日から施行し、平成20年11月1日から適用する。